

配分に関するお問い合わせについて

GoTo トラベル事業の取消料対応費用の配分については、「一時停止等の措置に係る旅行取消による取消料対応取扱要領」に以下の通り、記載しております。

下記をご確認のうえ、関連事業者の方で旅行会社から提示を受けていないなどお気づきの点があれば、GoTo トラベル事務局のお問い合わせ先までご連絡ください。

【旅行者】

旅行者は、受領した取消料対応費用について、旅行商品に含まれるサービスを提供する宿泊事業者、交通事業者、観光施設等に対し、公平に配分するものとし、具体的には、その旅行が実施されていれば、それぞれの者に支払われるべきであった額の50%又は35%（※）を配分額として提示してください。

なお、旅行商品をリテラーを通じて販売している場合には、旅行者（ホールセラー）は上記の考え方にに基づき、旅行が実施されていれば支払われるべきであったリテラーの販売手数料額の50%又は35%（※）を配分額として提示してください。

（※）旅行代金の50%又は35%が上限（2万円又は1万4千円）を超える場合には、それぞれの者に支払われるべきであった額の割合に応じ配分。

【宿泊事業者】

また、宿泊事業者においては、受領した取消料対応費用について、食材の卸売り業者やリネン業者など、取消の影響を受ける関連事業者に適切にご配慮をいただくよう、お願いいたします。

【問い合わせ先】

GoTo トラベル事務局

0570-017-345